

電子申請システム（J C I P）による
経営事項審査申請のご案内

（令和6年2月8日）



埼 玉 県

目 次

1	建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）	3
2	JCIPによる経営事項審査申請における注意点	3
3	JCIP利用のメリット	4
4	確認書類の添付方法	5
5	審査手数料の納付方法	7
6	システム説明動画（YouTube）	7
7	ヘルプデスクのご案内	8

1 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」とは、国土交通省が開発した電子申請システムであり、gBizIDによって建設業の許可申請等や経営事項審査の申請を行うことができます。

令和5年1月10日より全国の行政庁（一部自治体を除く）で運用が開始され、本県でもJCIPを利用して申請を行うことができるようになりました。

☆JCIPへの入り口はこちら

「https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html」（国土交通省ホームページ）

また、JCIPの利用方法（マニュアル）も上記ホームページで公表されています。

2 JCIPによる経営事項審査申請における注意点

埼玉県で申請する場合は、マニュアルに加えて次の点に注意してください。

（1）JCIPの利用条件

JCIPの利用にあたっては「gBizIDプライムアカウント」の登録が必要です。
（マニュアル 28～36頁）

※ 代理人による申請の場合は、委任者、受任者による委任状をJCIP上で作成する必要があります。そのため、申請者・代理人双方の登録が必要です。

（2）申請書の提出方法（マニュアル 313～346頁）

次の書類は、JCIP上で作成してください。

- ① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
- ② 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高
- ③ 技術職員名簿
- ④ その他の審査項目（社会性等）
- ⑤ 工事種類別完成工事高付表
- ⑥ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
- ⑦ CPD単位を取得した技術者名簿
- ⑧ 技能者名簿
- ⑨ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

※ 次の書類はJCIP上で作成できないため、確認書類として添付が必要になります。
・建設機械等の保有状況 ・技術職員略歴書
・経理処理の適正を確認した旨の書類 ・CPD単位内訳一覧表

(3) 結果通知書の発送方法

埼玉県では、これまでと同様に経営事項審査結果通知書を書面で郵送します。電子交付は行いませんのでご注意ください。

代理人（行政書士）の方が申請する場合は、JCIP上で作成する委任状の内容によって結果通知書の送付先が変わります。

○ 送付先を代理人（行政書士）あてとする場合

⇒ 委任状の「経営事項審査申請に関する一切の件」及び「経営事項審査通知書の受領に関する一切の件」の両方にチェックを入れてください。

※ 委任状に記載された代理人の住所に送付します。

○ 送付先を申請者（建設業者）あてとする場合

⇒ 委任状の「経営事項審査申請に関する一切の件」のみにチェックを入れてください。

3 JCIP利用のメリット

(1) 予約が省略できます

これまで、埼玉県では経営事項審査申請にあたり、事前に「スマート予約システム」での予約が必要ですが、JCIPによる申請の場合はこれを不要とします。

(2) 結果通知書が早く発行されます

経営事項審査の結果通知書の発送について、郵送申請の場合、申請受付から発送まで約12営業日を要していました。電子申請の場合は、手数料の納付が確認できてから発送までの期間は、約7営業日となります。

ただし、申請状況によっては通知書の発行が前後することもありますので、予めご了承ください。

(3) 一部の確認資料が省略できます

JCIPによる申請は次の書類の提出を省略することができます。

① 消費税の納税証明書

(e-Tax認証により納税情報を取得できる場合に限る。マニュアル 131~140頁)

② 技術検定合格証明書（資格について資格番号を入力した場合に限る）

資格区分	資格コード	資格区分	資格コード
1級建設機械施工管理技士	111	2級建築施工管理技士(仕上げ)	223
2級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	212	1級電気工事施工管理技士	127
1級土木施工管理技士	113	2級電気工事施工管理技士	228
2級土木施工管理技士(土木)	214	1級管工事施工管理技士	129
2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	215	2級管工事施工管理技士	230
2級土木施工管理技士(薬液注入)	216	1級電気通信工事施工管理技士	131
1級建築施工管理技士	120	2級電気通信工事施工管理技士	232
2級建築施工管理技士(建築)	221	1級造園施工管理技士	133
2級建築施工管理技士(躯体)	222	2級造園施工管理技士	234

③ 経営状況分析結果通知書

認証キー（通知書右下に記載された16桁の数字）を入力してJ C I Pへの取込みができる場合に限ります。取り込みできない場合は、確認書類として添付してください。
（マニュアル 316頁）

④ 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証

⑤ 建設業経理士登録証

⑥ 登録建設業経理士 C P D 講習修了証

⑦ 変更届出書（決算報告書）（J C I Pにより提出した場合に限ります）

工事経歴書に記載した工事の契約書等は、提出の省略はできません。

※ 上の①～⑥の書類は、J C I Pの行政庁間のバックヤード連携によって提出の省略が可能になります。バックヤード連携の不具合等によっては、提出を求める場合もありますのでご了承ください。

4 確認書類の添付方法

確認書類は次の表に基づいて、該当場所にPDFファイルを添付してください。

J C I Pにおいては、確認書類の添付が適正になされない場合はエラーが表示され申請できません。エラーが発生したときは、「添付省略様式」（ダミーファイル）を添付してください。

提出する確認書類の詳細は、郵送用の「[経営事項審査申請の手引](#)」を参照してください。

J C I Pに表示されている様式・書類名		添付する書類
様式 第25号 の14	—	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
	確認書類	前期の自己資本額を確認する資料 ※前回の経審もJ C I Pで申請している場合は不要
別紙1	—	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高
別紙2	—	技術職員名簿
	確認書類	技術職員の常勤性を証明する資料 ※「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」を作成した場合、手引き5頁No.12（就業規則）の該当頁も添付
	確認書類	技術職員の資格等を証明する資料 手引き9頁No.39：技術職員の資格者証 9頁No.43：監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証 4頁No.10：技術職員略歴書
別紙3	—	その他の審査項目（社会性等）
	確認書類	雇用保険加入有を確認する資料 手引き6頁No.24：労働保険概算・確定保険料申告書（保険料納入通知書）及び領収済通知書（領収書）
	確認書類	健康保険加入有を確認する資料
	確認書類	厚生年金保険加入有を確認する資料 手引き6頁No.25：健康保険・厚生年金保険の領収書等
	確認書類	建設業退職金共済制度加入有を確認する資料 手引き6頁No.26：建設業退職金共済事業加入・履行証明書
確認書類	退職一時金制度もしくは企業年金制度導入有を確認する資料 手引き6頁No.27：退職一時金制度もしくは企業年金制度の導入を確認できる書類	

J C I Pに表示されている様式・書類名		添付する書類	
別紙3	確認書類	法定外労働災害補償制度加入有を確認する資料	手引き7頁No.28：法定外労働災害補償制度の加入証明書
	確認書類	若年技術職員の継続的な育成及び確保の該当有を確認する資料	不要。エラーの場合は、「添付省略様式」の添付で可。
	確認書類	新規若年技術職員の育成及び確保の該当有を確認する資料	
	確認書類	CPD単位取得数を確認する資料	①手引き5頁No.15：CPD単位内訳一覧表 ②手引き9頁No.40：CPD単位数を証する書面
	確認書類	技能レベル向上者数を確認する資料	手引き9頁No.41：能力評価（レベル判定）結果通知書
	確認書類	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況を確認する書類	手引き9頁No.44：ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況に関する認定通知書
	確認書類	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況を確認する書類	
	確認書類	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況を確認する書類	
	確認書類	民事再生法又は会社更生法の適用有を確認する資料	手引き7頁No.30：再生手続又は更正手続開始決定通知書
	確認書類	防災協定の締結有を確認する資料	手引き7頁No.31：防災協定書及び防災協定締結団体の加入証明書等
	確認書類	営業停止処分有を確認する資料	手引き7頁No.32：法令遵守の状況を確認できる書類
	確認書類	指示処分有を確認する資料	
	確認書類	監査の受審状況を確認する資料	手引き7頁No.33：監査の受審状況を確認できる書類
	確認書類	経理処理の適正を確認した旨の書類	手引き5頁No.11：経理処理の適正を確認した旨の書類
	確認書類	公認会計士等の数を証明する資料	手引き7頁No.34の添付書類：公認会計士等の資格者証
	確認書類	二級登録経理試験合格者等の数を証明する資料	
	確認書類	公認会計士等の常勤性を証明する資料	手引き8頁No.38：常勤性を確認できる書類
	確認書類	二級登録経理試験合格者等の常勤性を証明する資料	
	確認書類	研究開発費を確認する資料	手引き8頁No.35：研究開発の状況を確認できる注記表（変更届出書の副本）
確認書類	建設機械の所有及びリース台数を確認する資料	①手引き4頁No.8：「建設機械等の保有状況（審査事業年度分と前回経審分）」 ②手引き8頁No.36：建設機械等の保有及び法定検査の実施等が確認できる書類	
確認書類	エコアクション21の認証を証明する書類	手引き8頁No.37：認証登録証明書	
確認書類	ISO9001の登録を証明する資料		
確認書類	ISO14001の登録を証明する資料		
経営事項審査の事務取扱い様式第1号	—	工事種類別完成工事高付表	—
経営事項審査の事務取扱い様式第3号	—	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	—
経営事項審査の事務取扱い様式第4号	—	CPD単位を取得した技術者名簿	—
	確認書類	技術職員の恒常的雇用、常勤性を証明する資料	手引き8頁No.38：常勤性を確認できる書類
経営事項審査の事務取扱い様式第5号	—	技能者名簿	—
	確認書類	技能者の恒常的雇用、常勤性を証明する資料	手引き8頁No.38：常勤性を確認できる書類
経営事項審査の事務取扱い様式第6号	—	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	—
その他	確認書類	消費税の確定申告書の控え等	手引き6頁No.21：消費税の確定申告書控え
	確認書類	審査対象事業年度の消費税納税証明書	手引き6頁No.22：消費税の納税証明書（その1） 納税情報を取得する場合は省略可。
	確認書類	法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他）	不要。エラーの場合は、「添付省略様式」の添付で可。

J C I Pに表示されている様式・書類名			添付する書類
その他	確認書類	工事経歴書	①手引き4頁No.7：工事経歴書（J C I Pで提出済の場合は省略可） ②10頁No.45の添付書類：工事経歴書に記載した工事のうち、請負代金上位3件の契約書等（J C I Pで提出済の場合も要添付）

※以下の書類は、「その他添付ファイル」グリッドに行を追加して添付してください。

J C I Pに表示されている様式・書類名			添付する書類
その他 添付 ファイル	申請・届出 全体に関する 確認書類 の添付（行政 庁独自で 添付を求め るもの等） として添付 すること （マニュアル 138頁）	経営状況分析結果通知書	認証キーの入力が不可の場合に添付
		変更届出書（決算報告書）	手引き6頁No.20：変更届出書のうち、 ①收受印のある表紙、②直前3年の各事業年度 における工事施工金額、③損益計算書 J C I Pで提出済の場合は省略可。
		最初に受けた建設業許可の通知書	手引き7頁No.29：最初に受けた建設業許可の 通知書
		作業員名簿	手引き9頁No.42：作業員名簿

5 審査手数料の納付方法（マニュアル 176～178頁）

埼玉県では、J C I Pによる申請の場合の審査手数料の納付方法は Pay-easy決済（インターネットバンキング）に限られます。**（埼玉県電子申請・届出サービス、納付書及び窓口でのキャッシュレス納付はできません。）**

また、手数料の納付先は次の指定納付受託者となります。

- 名 称 株式会社エフレジ
- 本店所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
- 連携金融機関 株式会社エフレジのホームページを参照してください。
(https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank_list.cgi?hpa=1)

※事前にネットバンキングの申込みが必要です。

※手数料納付後に申請業種の変更はできません。

6 システム説明動画（YouTube）

システムの説明は、次の動画でも確認できます。

- (1) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム__申請者向け【基本編】
<https://youtu.be/K9hfkjOUoc>
- (2) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム__申請者向け【操作編】
<https://youtu.be/oRipaKjtC7M>
- (3) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム__申請者向け【代理申請編】
https://youtu.be/HcJ5_Fhqr4

7 ヘルプデスクのご案内

J C I Pの操作方法に関して不明な点がある場合は、J C I Pのお問い合わせフォームを利用してメールで問い合わせるか（マニュアル **356～358**頁）、または下記のヘルプデスクにご連絡ください。（埼玉県では操作方法について回答できませんのでご了承ください）

ヘルプデスク連絡先：**0570-033-730**（ナビダイヤル）